

## 沖縄県立芸術大学学生相談室運営規程

(平成14年9月26日評議会決定)

改正 平成18年3月16日

平成31年1月31日

### 第1章 総則

(設置)

**第1条** 沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）に学生相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

(目的)

**第2条** 相談室は、本学に在籍する学生及びその関係者の相談に応じ、必要な活動を通じて心身ともに健康な学生生活の実現に寄与することを目的とする。

(業務)

**第3条** 前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 学生、教職員及びその関係者からの相談に応じること。
- (2) 必要な助言指導を与えること。
- (3) 適切な専門機関等を紹介すること。
- (4) 学生相談に関する調査研究を行うこと。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(事務)

**第4条** 相談室の運営は学生部で行い、その事務は教務学生課で行う。

### 第2章 相談員

(設置)

**第5条** 相談室にカウンセラー及びカウンセリングアドバイザーを置く。カウンセリングアドバイザーは、カウンセラー不在時の緊急対応やカウンセラーとの調整等を行う。

(委嘱)

**第6条** カウンセラー及びカウンセリングアドバイザーは、学生委員会が学外専門家及び本学教員から推薦し、学長が委嘱する。ただし、推薦に当たっては各学部教授会の意見を求める。

(任期)

**第7条** カウンセラー等の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

**第8条** カウンセラーの謝金は、「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」によるものとする。ただし、本学の専任教員には支給しない。

### 第3章 運営

(会議)

**第9条** 相談室の運営に関する重要事項は、学生委員会の議を経て評議会の承認を得るものとする。ただし、学生委員会の委員から提起があり、委員長が必要と判断する特に重要な事項は、各学部教授会の意見を求める。

2 学生委員会は、相談室の運営に関する重要事項を審議するときは、必要に応じてカウンセラー、カウンセリングアドバイザー又は関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(連絡)

**第10条** 学生部長とカウンセラー及びカウンセリングアドバイザーは、相談室設置目的を達成するために連絡を密にし、情報の交換及び意志疎通を図る。

#### **第4章 学生相談**

(相談日)

**第11条** カウンセラーが学生相談に応ずる期間・曜日・時間等は、カウンセラーと調整後、学生委員会の承認を得るものとし、承認を得た相談日を変更することは極力避けるものとする。

(守秘義務)

**第12条** カウンセラー及びカウンセリングアドバイザーは、学生相談等において知り得た個人の秘密を厳守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、カウンセラーが専門家としての判断のもとに必要と認めた場合は、その限りではない。

(相談費用)

**第13条** 相談室における相談者からは、費用は徴収しない。

#### **第5章 改廃**

(規程の改廃)

**第14条** この規程の改廃は、大学評議会の議を経なければならない。

#### **附 則**

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成18年3月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### **附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。